

受益者負担金制度及び公共下水道事業分担金制度の概要について

- 1 受益者負担金制度について P 1
- 2 公共下水道事業分担金制度について P 4

参考資料

- 川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- 川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程
- 川越市公共下水道事業分担金条例
- 川越市公共下水道事業分担金条例施行規程

1 受益者負担金制度について

1. 制度の概要

下水道は、生活環境の改善と雨水の排除による浸水の防除及び公共用水域の水質汚濁を防ぐために、重要な役割を果たす都市施設です。

下水道整備を行うには莫大な建設費が必要であり、その財源の一つとして受益者負担金制度が採用されています。

受益者負担金制度は、下水道が整備されることによる生活環境の改善等、利益を受けるものに相応の負担を求めることは負担の公平性という観点から適当であるとの理由により採用されています。

本制度が採用されることにより下水道整備の推進に大きな役割をはたしています。

2. 法的根拠

都市計画法第75条に基づいて「川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」、及び「川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を制定しています。

都市計画法第75条

- 1 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。
- 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3. 川越市の現状

昭和43年3月、川越都市計画下水道事業受益者負担に関する省令（建設省令第11号）に基づいて受益者負担金制度を採用し、同年6月より賦課、徴収を実施しました。

その後、昭和47年3月、「川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を制定（昭和47年4月1日施行）しました。

その後、単位負担金額については昭和57年10月、昭和61年3月、平成2年12月及び平成8年3月の川越市議会において条例改正を行いました。

4. 川越市の制度の概要

(1) 受益者（納入義務者）

受益者は土地の所有者となります。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、それぞれの権利者が受益者となります。

(2) 受益者負担金の計算方法

土地の面積に単位負担金額を掛けた額が受益者負担金額となります。

$$\text{土地の面積 (m}^2\text{)} \times \text{単位負担金額 (円/m}^2\text{)} = \text{受益者負担金額 (円)}$$

(3) 単位負担金額

負担区毎に単位負担金額を規定しています。

市街化調整区は平成8年度から下水道整備が始まり、現在は流域第4負担区となっています。

負担区	単位負担金額	設定年度	対象区域
第一負担区	51円/m ²	昭和43年	市街化区域
第二負担区	78円/m ²	昭和43年	
第三負担区	62円/m ²	昭和43年	
第四負担区	176円/m ²	昭和43年	
第五負担区	139円/m ²	昭和43年	
第六負担区	150円/m ²	昭和43年	
第七負担区	183円/m ²	昭和47年	
第八負担区	219円/m ²	昭和47年	
第九負担区	151円/m ²	昭和49年	
第十負担区	95円/m ²	昭和50年	
第十一負担区	153円/m ²	昭和51年	
流域第一負担区	360円/m ²	昭和57年	市街化調整区域
流域第二負担区	395円/m ²	昭和61年	
流域第三負担区	425円/m ²	平成3年	
流域第四負担区	690円/m ²	平成8年	

(4) 受益者負担金の賦課及び納付方法

受益者負担金は下水道の供用開始年(下水道を整備した翌年)に賦課をします。

受益者負担金額を5年で分割し、さらに1年を4回に分割した20回払いでの納付となります。

1年の納期は6月、9月、12月、翌年2月です。

なお、翌年度以降分を含めて全額一括で納付した場合報奨金が交付されます。

5. 諮問について

下水道事業計画区域(下水道法及び都市計画法による事業認可を受けて下水道に流入することができる区域)が追加されました。

この追加された区域に新たな負担区を定めること、及びその単位負担金額についてのご審議をお願いします。

2 公共下水道事業分担金制度について

1. 制度の概要

川越市の市街化調整区域の下水道事業計画区域(下水道法及び都市計画法による事業認可を受けて下水道に流入することができる区域、以下、「認可区域」といいます)は、計画をした当時(平成7年)の現況宅地のみ(農地等を省く)を区域としています。そのため、それ以降に宅地化され、公共下水道が埋設されている公道に面していても宅地化された土地は認可区域に含まれません(認可区域外)。

認可区域外から下水道に流入(接続)する場合には、受益者負担金を賦課、徴収している認可区域内の住民との負担の公平性をはかるため、下水道事業費の一部として川越市公共下水道事業分担金を賦課、徴収しています。

2. 法的根拠

地方自治法第224条に基づいて「川越市公共下水道事業分担金条例」及び、「川越市公共下水道事業分担金条例施行規程」を制定しています。

地方自治法第224条

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

3. 川越市の現状

当初、認可区域外からの流入については、「川越市の設置する公共下水道(汚水)区域外流入に関する要綱(昭和60年7月23日施行)」により寄付金としてお願いしていましたが、平成12年3月に「川越市公共下水道事業分担金条例(平成12年4月1日施行)」を制定し、同時に要綱は廃止して分担金の賦課、徴収を開始しました。

4. 川越市の概要

(1) 納入義務者

納入義務者は、認可区域外から下水を流入させようとする建築物の敷地である土地の所有者となります。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地については、それぞれの権利者が納入義務者となります。

(2) 分担金の計算方法

建築物の敷地である土地に、1平方メートル当たりの額（現在は690円）を掛けた額が分担金額となります。

$$\text{計算例} \quad \text{土地面積 (m}^2\text{)} \times 690 \text{ (円/m}^2\text{)} = \text{分担金額(円)}$$

(3) 分担金の賦課及び納付方法

分担金は区域外流入の許可をした時に賦課します。

一括での納付となり、区域外流入を許可した日の翌月末が納付期限となります。

5. 諮問について

受益者負担金で新しい単位負担金額が定まった場合、分担金の額について変更することについてのご審議をお願いします。